

シンガポールにおける旅行博出展業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大以前、シンガポールからの訪日客数は2019年に延べ約50万人と過去最高を記録し、シンガポールにおいて訪日需要は高く、約9割が個人旅行で、主に家族や親族と訪日する傾向にあった。また、2019年の訪日シンガポール人全体に占める訪日リピーター率は約7割、そのうち訪日回数が5回以上のヘビリピーターは約3割と高い割合を占めていた。

令和4年6月以降、観光目的での入国の再開や、入国者上限数の段階的引き上げなど、徐々に入国制限の緩和が進んでおり、10月11日より個人旅行者の入国も開始された。

シンガポールからの個人旅行者を確実に岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「東海エリア」という。）に取り込んで行くためには、東海エリアの魅力ある観光情報を現地へ発信する必要がある。

本業務においては、シンガポールにおけるBtoC向けの旅行博に出展することにより、シンガポールからの個人旅行者の増加につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

3 業務内容

(1) NATAS Travel 2023 への出展

- ・令和5年2月24日（金）～26日（日）にシンガポールで開催されるNATAS Travel 2023において東海地区外国人観光客誘致促進協議会（構成団体：岐阜県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、三重県）のブースを出展し、運営すること。
- ・視覚的に当該地域をPRできるよう、ブースに設置するパネル等を制作すること。また、デザイン、装飾、施工費用を見積もりに含めること。
- ・ブースの装飾については、東海エリアならではの魅力ある自然や歴史・文化等の観光情報をPRできるものとする。
- ・ブースを運営する上で必要な備品、消耗品を調達・準備すること。
- ・ブース運営にあたっては、シンガポール国内のルールに従い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じること。
- ・パンフレット等を配置するテーブル等や、スタッフ用のイスを設置すること。
- ・ブース運営に際し、常時、通訳者を1名以上と運営スタッフ1名以上を設置すること。
- ・ブース出展及び運営に関し、主催者との連絡調整を行うこと。なお、出展の申し込み及び出展費用（18㎡）の支払いは委託者において実施済みであることから、出展費用は見積に含めないものとする。
- ・東海エリアのパンフレット及びノベルティ等、計150kg程度をシンガポールへ発送す

ること。なお、国内の発送拠点までの送料については委託者で負担するものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況等によって当該旅行博が延期となる場合には、年度内であれば延期した日程において出展すること。その際に、委託者との協議の上、同等の効果が見込める別の旅行博に切り替えることを妨げない。
- ・上記以外でもシンガポールにおける東海エリアの認知度を高め、誘客を促進するための取組については積極的に提案すること。

(2) その他関連する業務

- ・委託者3名分の以下スケジュールの航空券（航空運賃に付加される諸経費を含む。）を手配すること。（今後のフライトスケジュールの変更等により、チケットの発券前に限り、予算の範囲内でフライトを変更する可能性があります。）
 - ①往路：(TG) 2/23 (木) 11:00 NGO 発→2/23 (木) 19:55 SIN 着(BKK 経由)
復路：(TG) 2/27 (月) 21:00 SIN 発→2/28 (火) 7:30 NGO 着(BKK 経由)
 - ②往路：(SQ) 2/22 (水) 10:20 NGO 発→2/22 (水) 16:15 SIN 着
復路：(SQ) 2/27 (月) 1:30 SIN 発→2/27 (月) 8:35 KIX 着
 - ③往路：(SQ) 2/22 (水) 10:20 NGO 発→2/22 (水) 16:15 SIN 着
復路：(SQ) 2/27 (月) 1:30 SIN 発→2/27 (月) 8:35 KIX 着※②と③は同じ。
- ・会場近くの1名1室朝食付き4泊分（2/23チェックイン～2/27チェックアウト）の宿泊を1名分、及び1名1室朝食付き4泊分（2/22チェックイン～2/26チェックアウト）の宿泊を2名分手配すること。

4 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書8部提出すること。（電子データ可。）

(1) 報告書記載事項

- ア NATAS への出展の概要及び成果
- イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和5年3月24日（金）

(3) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を東海地区外国人観光客誘致促進

協議会と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。なお、上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に東海地区外国人観光客誘致促進協議会の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、東海地区外国人観光客誘致促進協議会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上